

山口県報

令和元年
12月17日
(火曜日)

目次

- 規則
会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則(人事課).....
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
- 保安林予定森林(森林整備課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....
- 人委規則
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則.....
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則.....
- 人委細則
職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則.....



会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県規則第二十号

山口県知事 村岡 嗣 政

会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事が任命する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。)の勤務時間及び休憩時間について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の勤務時間は、次の各号のいずれかとする。

- 一 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 二 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時四十五分まで
- 三 法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員の勤務時間は、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

(休憩時間)

第三条 会計年度任用職員の休憩時間は、正午から午後一時までとする。

(勤務時間及び休憩時間の特例)

第四条 勤務条件の特殊性により、前二条の規定により難しい会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間については、所属長が知事の承認を受けて別に定めることができる。

第五条 所属長は、会計年度任用職員(その勤務時間が第二条第一項第二号に掲げる勤務時間である会計年度任用職員を除く。)から請求があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、その者の始業及び終業の時刻を知事が別に定める特定の時刻とすることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部改正)

2 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員(」の下に「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。



山口県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十二月十七日

名 医	称 療	所 機	在 地	関 地	廃 止 年 月 日
ハーモニー歯科	こども歯科	山口市黄金町一	二番三号	令和元、九、三〇	

山口県告示第二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十二月十七日

名 医	称 療	所 機	在 地	関 地	指 定 年 月 日
かとう整形外科	クリニック	下松市瑞穂町一丁目七番二四号	山口市黄金町一	二番三号	令和元、一一、七
ハーモニー歯科	こども歯科	山口市黄金町一	二番三号		一〇、一一、一

山口県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年十二月十七日

一	保安林予定森林の所在場所	山口県知事	村岡 嗣 政
	萩市大字上小川西分字土居西三九五〇、三九五二、三九五三、三九五五、三九五		

六、三九五七の二、三九五八の二、字山崎一〇二三五、一〇二三六、一〇二四一の一、一〇二四三、一〇二四四
 岩国市周東町瀬越字音石二八七三、二八七四、一〇六二七、一〇六六七

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 岩国市周東町瀬越字音石二八七三・二八七四・一〇六二七・一〇六六七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
道路の種類 路 線 名 道路の区域		県道 美祢油谷線		

長門市依山字頭振二二七七の一八
地先から
同市依山 同字二二七六の一地先
まで

新	旧
最狭 三三・八	最狭 三三・二
最広 二九・二	最広 五五・五
四八・八	四八・八

山口県告示第二百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市望町三丁目二四二の一五	四・〇	三四・八	令和元、 一二、 五



(一九五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ室積店
所在地 光市新開二丁目一番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

- 三 変更に係る事項の概要
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 加栗 章男	変更後 平尾 健一
マックスバリュ西日本株式会 社	マックスバリュ西日本株式会 社	〃	〃

届出年月日

令和元年十一月七日

変更年月日

令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社

住所 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社大創産業	変更後 矢野 博文	変更後 矢野 靖二
--	----------	--------------	--------------

届出年月日

令和元年十一月七日

変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号

株式会社 平尾 健一

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要 飯塚 正

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 レッツ光ショッピングセンター

所在地 光市浅江三丁目二番一〇号

四 届出年月日 令和元年十一月七日

五 変更年月日 令和元年九月十日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

令和元年十一月七日

変更年月日

平成三十年二月二十一日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

変更年月日

届出年月日

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号

平尾 健一

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

有限会社駒屋

変更後

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成二十八年二月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ末武店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号

平尾 健一

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社三矢

変更後

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成二十八年六月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ末武店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号

平尾 健一

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

株式会社ミスターマックス

株式会社ミスターマックス・ホールディングス

変更後

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成二十九年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ末武店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号

平尾 健一

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 福岡市東区松田一丁目五番七号

平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

加栗 章男

平尾 健一

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃
---------------------------	----------------	---	---

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ココカラファインヘルスケア	株式会社ココカラファインヘルスケア	株式会社岩崎宏健堂
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	周南市下一の井手五六三六の五
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	上野山孝誠

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
平成三十年五月十日
一 大規模小売店舗の名称及び所在地

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
平成三十年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社三和システム	〃	〃

三 変更に係る事項の概要

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	〃	加栗 章男	平尾 健一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃

四 届出年月日

令和元年十一月七日
変更年月日
令和元年九月十日



会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「条例」という。)第二十条の規定に基づき、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。

(一週間の勤務時間)

第二条 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分に満たない範囲内で、任命権者が別に定める。

2 法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、一週間につき三十八時間四十五分とする。ただし、特別の勤務に従事するフルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分

の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第四条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 条例第四条第二項及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)第二条第一項の規定は前項の規定により会計年度任用職員(会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十二号)第一条に規定する会計年度任用学校職員(以下単に「会計年度任用学校職員」という。)を除く。)の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合について、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号)第三条第三項の規定は前項の規定により会計年度任用学校職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、条例第四条第二項中「短時間勤務職員」とあるのは「法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員」と、「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」とあるのは「法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員」と、同規則第三条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(市町立学校に勤務する職員にあっては、市町教育委員会)」と、「人事委員会と協議して」とあるのは「人事委員会と協議して(市町立学校に勤務する職員にあっては、人事委員会と協議して教育委員会が定める基準に従って)」と読み替えるものとする。

(週休日の振替)

第五条 任命権者は、会計年度任用職員に第三条第一項又は前条第一項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第三条第二項又は前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること(次項において「週休日の振替」という。)ができる。

2 前項に規定するもののほか、週休日の振替については、法第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(休憩時間)

第六条 会計年度任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

(監視又は断続的労働)

第七号 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第三号の許可を受けた監視又は断続的労働に従事する会計年度任用職員の当該監視又は断続的労働に係る勤務時間については、任命権者が別に定める。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、常勤職員の例により、第二条から第五条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において、会計年度任用職員に前条の監視又は断続的労働以外の勤務をすることを命ずることができる。

（休日）

第九条 会計年度任用職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第十条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等（第三条第二項、第四条第一項又は第五条第一項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 前二項に規定するもののほか、代休日の指定については、常勤職員の例による。

（年次有給休暇）

第十一条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 別表第一の上欄に掲げる一週間の勤務日の日数（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては、同表の中欄に掲げる一年間の勤務日の日数）ごとに、同表の下欄に掲げる任期の区分に応じ、それぞれ同欄に定める日数
- 二 任期の満了後に引き続き採用されたことにより当該採用前から継続勤務する会計

年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げるものを除く。） 当該採用前又は当該更新前の任期の初日から当該採用後又は当該更新後の任期の末日までの期間を前号の任期とみなして同号の規定を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合には、零））

三 任期の満了後に引き続き採用されたことにより当該採用前から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（複数年度にわたり継続勤務する会計年度任用職員に限る。） 別表第二の上欄に掲げる一週間の勤務日の日数（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては、同表の中欄に掲げる一年間の勤務日の日数）ごとに、同表の下欄に掲げる継続勤務の期間の初日の属する年度から現年度までの年度の数の区分に応じ、それぞれ同欄に定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合には、零））

2 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時期に与えなければならぬ。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

3 年次有給休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間を単位とすることができる。

4 一時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、当該年次有給休暇を使用した会計年度任用職員の日当たりの勤務時間数をもつて一日とする。

5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、二十日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

6 前項の規定にかかわらず、年度中途において付与された年次有給休暇の繰越しについては、任命権者が別に定める。

（年次有給休暇以外の休暇）

第十二条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間の有給休暇を与えるものとする。

- 一 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日の範囲内の期間

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

六 会計年度任用職員の親族（別表第三の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に同じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

七 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の五日前の日から当該結婚の日後一月を経過する日までの間における連続する五日の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間の無給休暇を与えるものとする。

一 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

二 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

三 生後一年に達しない子（条例第三条第三項第一号において子に含まれるものとする者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ

三十分の範囲内で必要と認められる期間

四 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同

じ。）を養育する会計年度任用職員（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である会計年度任用職員であつて、六月以上継続勤務しているものに限る。次号において同じ。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない会計年度任用職員にあつては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に五（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十）を乗じて得た時間以内の期間）

五 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に五（要介護者が二人以上の場合にあつては、十）を乗じて得た時間以内の期間）

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ハ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

六 要介護者の介護をする会計年度任用職員（指定期間（任命権者が、当該会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間をいう。以下同じ。）の指定に係る申出の時点において次のいずれにも該当するものに限る。）が当該介護をするため、指定期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間

イ 一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である会計年度任用職員

ロ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間

が一年以上である会計年度任用職員

ハ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

七 要介護者の介護をする会計年度任用職員（初めてこの号の規定による休暇の承認を請求する時点において次のいずれにも該当するものに限る。）が当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該会計年度任用職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じて得た時間が二時間を下回る場合には、当該減じて得た時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

イ 一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である会計年度任用職員

ロ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員

ハ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である会計年度任用職員

八 女子の会計年度任用職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合、必要と認められる期間

九 女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要と認められる期間

十 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、必要と認められる期間

十一 会計年度任用職員（その任期が六月以上の会計年度任用職員又は六月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が四十七日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前三号に掲げる場合を除く。）一の年度において別表第四の上欄に掲げる一週間の勤務日の日数（週以外の期間によつて勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては、同表の中欄に掲げる一年間の勤務日の日数）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数の範囲内の期間

十二 会計年度任用職員が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

十三 妊娠中又は産後一年を経過しない女子の会計年度任用職員が第九号の保健指導又は健康診査を受ける場合、必要と認められる期間

十四 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康の保持に影響を与える程度である場合、一日を通じて一時間の範囲内の期間

3 前項第六号の申出及び指定期間の指定の手続については、常勤職員の例による。

4 第一項及び第二項（第一号及び第二号を除く。）の規定による休暇については、常勤職員の例により、任命権者の承認を得なければならぬ。

（特例）

第十三条 語学指導等を行う外国青年招致事業その他これに準ずる事業により招致した会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第二条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

第十四条 市町立学校に勤務する会計年度任用職員に関する読替え）

第十四条 会計年度任用学校職員のうち、市町立学校に勤務する会計年度任用職員について第三条、第四条第一項、第五条第一項、第七条、第八条、第十条第一項、第十一条第二項及び第十二条（第二項第六号口を除く。）の規定を適用する場合には、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第十一条関係）

一週間の勤務日数		一年間の勤務日数		日		数	
五日以上	二百十七日	任期一年以下	六月を超え六月以下の	十日	七日	三月を超え四月以下の	二月を超え三月以下の
四日	百六十九日から二百十日まで	任期一年以下	五月を超え六月以下の	七日	五日	四月以下の	三月以下の
		任期一年以下	四月を超え五月以下の	五日	三日	三月以下の	二月以下の
		任期一年以下	三月を超え四月以下の	三日	二日	二月以下の	一月以下の
		任期一年以下	二月を超え三月以下の	二日	一日	一月以下の	一月以下の
		任期一年以下	一月を超え二月以下の	一日	零日	一月以下の	一月以下の

子	父母	配偶者	親	族	日	数
五日	七日					

別表第三(第十二条関係)

備考
別表第一の備考は、この表について準用する。

備考	一日	二日	三日	四日	五日以上	一週間の勤務日の日数	一年間の勤務日の日数	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度以上
	四十八日か 七十三日か 百二十日か 二百二十日か 二百二十日か 二百二十日か	四十八日か 七十三日か 百二十日か 二百二十日か 二百二十日か	八日 百二十一 百二十一 百二十一 百二十一	六日 百二十一 百二十一 百二十一 百二十一	六日 百二十一 百二十一 百二十一 百二十一	二百十七 二百十七 二百十七 二百十七 二百十七	二百十七 二百十七 二百十七 二百十七 二百十七	二日	二日	二日	三日	三日	三日

別表第二(第十一条関係)

備考
一週間の勤務日の日数が四日以下で一週間の勤務時間が二十九時間以上である会計年度任用職員については、一週間の勤務日の日数が五日以上である会計年度任用職員とみなして、この表を適用する。

備考	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日
	四十八日か 七十三日か 百二十日か 二百二十日か 二百二十日か	四十八日か 七十三日か 百二十日か 二百二十日か 二百二十日か	八日 百二十一 百二十一 百二十一 百二十一	六日 百二十一 百二十一 百二十一 百二十一	六日 百二十一 百二十一 百二十一 百二十一	二百十七 二百十七 二百十七 二百十七 二百十七	二百十七 二百十七 二百十七 二百十七 二百十七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

備考
別表第一の備考は、この表について準用する。

備考	一日	二日	三日	四日	五日以上	一週間の勤務日の日数	一年間の勤務日の日数	日	数
	四十八日から七十二日まで	七十三日から二百二十日まで	二百二十日から百六十八日まで	百六十九日から二百十六日まで	二百十七日以上	一日	一日		

別表第四(第十二条関係)

祖父母	三日(会計年度任用職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日)
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじやおば	一日(会計年度任用職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日(会計年度任用職員と生計を一にしている場合にあつては、七日)
子の配偶者又は配偶者の子	一日(会計年度任用職員と生計を一にしている場合にあつては、五日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日(会計年度任用職員と生計を一にしている場合にあつては、三日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日
おじやおばの配偶者	一日

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の選考は、当該選考に係る職の職務を遂行する能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを選考の基準により判定するものとし、必要に応じ、面接、経歴評定その他の方法を用いるものとする。

第十二条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の選考の基準は、当該選考の対象となる職の職務の遂行に必要とされる知識、経験、技能等を有することとする。

第三十二条中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「条件付採用の期間の開始後一年」とあるのは「当該会計年度任用職員の任期」とする。

第三十三条第一項中「次に掲げる場合においては」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは」に改める。

第三十四条第一項中「。」の下に「及び会計年度任用職員の職への採用の選考」を加え、同条第二項中「翌月十日」を「翌月末日」に改める。

別表に次のように加える。

九 会計年度任用職員の職

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員に関する規則施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

山口県人事委員会

山口県人事委員会細則第二号

職員に関する規則施行細則の一部を改正する細則

職員に関する規則施行細則（昭和三十六年山口県人事委員会細則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第十一条中「（別記第十号様式）」の下に「又は会計年度任用職員採用選考結果報告書（別記第十一号様式）」を加える。

別記第十号様式の次に次の一様式を加える。

令和元年十二月十七日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁